

高知市 個人住民税に関する事務 全項目評価書（案）の概要

高知市 市民税課

1 個人住民税に関する事務 全項目評価について

高知市では、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づき、高知市の個人に対する住民税（市県民税）の公平・公正な賦課徴収を行うために、個人住民税に関する事務を実施している。この事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）で個人番号を保有し取扱うこととされたため、リスク評価である特定個人情報保護評価を実施し、適宜内容を見直している。

2 実施根拠

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）

3 保有する特定個人情報ファイルとその記録内容

個人住民税ファイル

個人番号、氏名・性別・生年月日・住所、国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報等

課税資料情報ファイル

個人番号、氏名・性別・生年月日・住所、国税関係情報、地方税関係情報等

4 評価書記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

以上